

平成 25 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[行政法]

Xは、道路交通法（以下、「道交法」という。）98条2項に基づいて、自動車教習所を設置又は管理する者が行う届出（以下、「本件届出」という。）をしたところ、**Y**県公安委員会は、本件届出には届出書の記載事項の不備があるとして、本件届出を不受理とし（以下、「本件不受理」という。）、届出書を**X**に返戻した。しかし、**X**は、本件届出に不備はないと考えており、適法な届出をしたことを訴訟によって明確にしたいと考えている。

なお、道交法上、自動車教習所の届出の効果として、①公安委員会は、届出自動車教習所設置者に対しては、自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、当該自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとされていること（道交法98条3項）、②届出自動車教習所の自動車教習生は、自身の住所地のほか、届出自動車教習所の所在地において仮免許の運転免許試験を受験できるとされていること（道交法89条）、③届出自動車教習所のみが、指定自動車教習所の指定の対象となること（道交法99条）が定められている。

以上の事実を前提として、次の設問に答えなさい。

- (1) 本件不受理は、抗告訴訟の対象となる処分にあたるか。本件届出が行政手続法上どのような取扱いを受けるかに言及しつつ、論じなさい。
- (2) 本件不受理が抗告訴訟の対象となる処分にあたらない場合、**X**は、適法な届出をしたことを明確にするため、どのような訴訟を提起することが考えられるか、論じなさい。

【100点】

[参照条文]

道路交通法

(免許の申請等)

第89条 免許を受けようとする者は、その者の住所地（仮免許を受けようとする者で現に第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものにあつては、その者の住所地又は当該自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める様式の免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない。

2 前項の規定により自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会（その者の住所地を管轄する公安委員会を除く。）に仮免許に係る免許申請書を提出し、当該公安委員会の仮免許を受けている者であつて、現に当該自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものは、自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについて当該公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う検査を受けることができる。この場合において、当該公安委員会は、その者が自動車の運転について必要な技能を有すると認めるときは、

内閣府令で定めるところにより、その者に対しその旨を証する書面を交付するものとする。

(自動車教習所)

第 98 条

1 (略)

2 自動車教習所を設置し、又は管理する者は、内閣府令で定めるところにより、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 自動車教習所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 公安委員会は、前項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、当該自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとする。

4・5 (略)

(指定自動車教習所の指定)

第 99 条 公安委員会は、前条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所のうち、一定の種類免許(……)を受けようとする者に対し自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行うものであつて当該免許に係る教習について職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一～五 (略)

2 (略)